

施 策 名	事 業 名	事 業 内 容	所 管 課
1-(2)-① 教職員定数の確保と 適正配置の推進	小・中学校教職員 定数の確保 高等学校教職員 定数の確保	第5次公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数改善計画に基づく教職員定数の確保を図る。 県単独負担教職員については、学校運営の円滑化を促進するため、長期休暇・療養休暇代替教職員等の増員を図る。 免許外教科担任の解消を図るため、非常勤講師を確保し、小規模中学校に配置する。 第4次公立高等学校の学級編制及び教職員定数改善計画に基づき、法定数を充足するとともに適正な学校運営に必要な教職員数の確保を図る。	義務教育課 高等学校教育課
1-(2)-② 教職員研修の充実	教職員研修事業 教育研究グループの助成	「教職員現職教育計画」に基づき、教職員研修の体系化と効果的の推進を図るとともに、教職員の自己研修に即応できるよう研修内容を充実する。 (教育センター) 講 座 数 60 (学校カウンセラー養成講座を新設) (義務教育課) 講習会・研修会数 22 (高等学校教育課、総務課) 講習会・研修会数 18 (養護教育課) 講習会・研修会数 14 (保健体育課) 講習会・研修会数 14 教員を大学、その他の機関あるいは海外に研修のため派遣する。 講習会・研修会数 31 教育研究グループの研究活動を促進するため、その経費の助成を行う。 研究グループ数 30	総 務 課 義務教育課 高等学校教育課 総 務 課 養 護 教 育 課 保 健 体 育 課 義務教育課 高等学校教育課 養 護 教 育 課 義務教育課 高等学校教育課 養 護 教 育 課
1-(2)-④ 教職員の福利厚生 の充実	教職員の健康診 断	教職員の健康を確保するため、次の事業を実施する。 ・短期人間ドック ・婦人科検診 子宮ガン検診 乳ガン検診	福 利 課